

身体障害者補助犬に係る狂犬病予防関係手数料減免要綱（案）の概要について

1 趣旨

金沢市では、盲導犬が盲導犬使用者にとって社会生活に参加するために欠くことのできない伴侶であることを考慮し、狂犬病予防関係手数料を減免してきました。

身体障害者補助犬法が制定され、身体障害者を補助する犬として介助犬及び聴導犬が加わり、全国的に普及してきたことから、対象を盲導犬に加えて、盲導犬以外の身体障害者補助犬にも拡大し、狂犬病予防関係手数料の減免の審査基準定める要綱を制定するものです。

2 制定内容（審査基準）

盲導犬、介助犬及び聴導犬（以下「補助犬」という。）に係る狂犬病予防関係の手数料（※）を減免します。ただし、引退した補助犬は対象になりません。

なお、減免の申請の際に、盲導犬使用者証又は身体障害者補助犬認定証の写しを本市に提出いただくこととします。

※ 狂犬病予防関係の手数料

犬の登録（鑑札の交付を含む。）手数料	3,000円
犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料	550円
犬の鑑札再交付手数料	1,600円
犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料	340円

3 参考（補助犬の実働頭数（平成27年3月31日現在））

都道府県	盲導犬	介助犬	聴導犬
石川県	23頭	1頭	0頭
富山県	5頭	0頭	0頭
福井県	5頭	2頭	0頭
全国合計	987頭	74頭	57頭

4 施行日 平成28年4月1日（予定）